

## 2021年度後期期末試験の実施について

### 【ご意見・ご要望】

別添参照。

【回答】(回答日:2022年2月8日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

本学では「マスクの着用」、「手洗い・消毒」、「3密(密接・密集・密閉)回避」、「換気」など基本的な感染対策を徹底したうえで授業、試験を通常通り実施します。レポート試験等で行われる科目もありますので、履修科目の試験の実施方法を確認してください。

新型コロナウイルス感染症は依然として予断を許さない状況であり、今後の感染状況等によっては上記の方針を変更せざるを得ない場合があります。関係する情報は随時更新されますので KULASIS や国際高等教育院・学部・研究科等のホームページを必ずこまめに確認してください。

みなさん一人一人が、「感染しない、させない」ために、これまで以上に日々の感染予防対策を徹底するよう協力をお願いします。

No.1(投稿日:2022年1月21日)

京都府は大阪府、兵庫県と共にまん延防止等重点措置を要請することを決定し、政府も要請があれば週明けにも適用する方針であることを明らかにしています。まん延防止等重点措置の適用の日程に関わらず、すでに新型コロナウイルスの感染が急激に拡大していることに変わりはありません。京都大学の1月19日の発表でも28人という多くの学生の感染が判明したとされています。この状況で、多くの学生を一教室に集める期末試験を無条件に実施するのは感染対策の面から避けるべきではないでしょうか？感染拡大の可能性は以前から考慮すべきことでしたので、期末試験を通常通り行わなければ成績評価に大きな支障をきたすという授業は少ないのではないかと考えています。対応レベルを1より上に引き上げ、原則として期末試験を中止することを、まん延防止等重点措置の適用を待たずに決定するべきではないでしょうか？

No.2(投稿日:2022年1月28日)

(要望の内容)

現在、令和三年度後期期末試験(以下、単に「期末試験」とします。)の実施形態については、教室における対面方式によることとなっています。この点について、第一に、期末試験をオンライン方式にて行うこと、第二に、期末試験を対面方式で行うのであれば、その合理的かつ具体的な理由を説明することを要求致します。

(理由)

現在、新型コロナウイルス感染症が過去に例をみない規模・速度で全国的に拡大を続けています。京都府に関していえば、感染者数は連日過去最多を更新し、その規模は既に第5波のピーク時のその約4倍(1月28日現在(以下略))に達しています。病床使用率は50%を上回っており(付言すると、東京都は病床使用率が50%に達した場合、緊急事態宣言の発令要請を検討するものとしています。)、また、重症者数・死者数も共に増加の一途を辿っています。そして、かかる感染拡大傾向は近隣府県においてもみられるところです。

さらにいえば、現在感染拡大が進んでいる、感染力の極めて強い変異株であるとされるオミクロン株については、現時点では未解明の部分が大きく、万一の感染拡大があった場合のリスク等については予断を許さない状況が続いています。1月中旬の成人式に参加した学生も多数に上ると思われること、京都府の新規感染者数の大多数についてその感染経路が判明していないこと、大学という場の性質上、感染者が確認された場合でもその濃厚接触者を完全に把握することは難しいと思われること、他府県から通学する学生も多いこと、大学より小規模な府内の小中学校・高等学校においてさえ学級閉鎖や休校が相次いでいること、京都府内において10代・20代の新規感染者数が著しく増加していることなどに鑑みれば、学内における感染拡大防止措置については特に厳重を図るべき時期にあると考えます。現に、京都大学では、1月の13日から24日の間に学生42名および教職員6名の感染が確認され

ており、新型コロナウイルスの感染拡大が学内でも進んでいることは明白です。

このような状況のもとで、京都大学があえて対面試験を強行する(あるいは、しようとしている)ことに関しては、甚だしく疑問をおぼえます。このような対応は、直近 2 回の 11 月祭の対面開催を相当早期の段階において、かつ現状と比較して感染者数が著しく少なかった時期において、その中止を即断したこと(もちろん、学園祭と対面試験とでは感染リスクその他の条件が大きく異なり、両者が単純な比較に適さないことは理解できます)や、令和二年度の前期期末試験・後期期末試験が共にオンライン方式にて実施されたこととの均衡を著しく欠くものというべきではないでしょうか。

現在、京都府には蔓延防止等重点措置の適用があるにとどまり、緊急事態宣言が発令されるには至っていませんが、これは対面試験を強行する理由にはなり得ないと考えます。感染拡大防止と国内経済の回復との調和という問題意識が強く共有されてきている今日において、蔓延防止等重点措置の適用や緊急事態宣言の発令は、京都府内の飲食店を中心として多くの国民に多大な経済的負担を強いるおそれがあるものであり、その要請には極めて慎重な配慮と検討とが要求される一方で、対面試験の中止については、これをためらうべき特段の理由が見当たらないためです。(オンライン試験によっても、学生の学習到達度等を適切に測ることは十分可能だと思われまます。)関係経済主体の利害に関して細心の注意と配慮とを払うべき立場にある行政と、あえて足並みを揃える意義ないし必要性は極めて薄い(あるいは、無い)ものと思われまます。

このような状況にあっては、国立大学である京都大学は、全国的・世界的に感染拡大を続ける新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、最大限の努力を尽くす社会的責任を負っているというべきです。それにもかかわらず、活動制限のガイドラインにおける対応レベルを依然として「1」(最小限の制限—7 段階中 2 段階)に設定し、期末試験の対面試験を強行するならば、それを正当化するに足る相当の根拠を提示し、その具体的かつ合理的な理由を説明すべきだと考えまます。